

2018.11.1改訂

テトラパック社友会規約

(目的)

第1条

本会はテトラパック社友会と称し、会員相互の親睦を図ると共にテトラパックグループの発展に寄与することを目的とし、会員の総意に基づき自主的に運営される。

(事業)

第2条

本会は第1条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

(イ) 会員親睦のための行事等の企画及び運営

(ロ) 会員への情報提供として、ホームページあるいは e-mail 配信等の運営

(ハ) テトラパックグループの発展に寄与するための協力

(二) その他前号に附帯する事業

但し、前(ハ)及びこれに附帯する事業を行う場合、本会は日本テトラパック株式会社と協議し事前にその承認を得るものとする。

(活動の制限)

第3条

本会は特定の政党、宗派に偏った活動は行わない。

(入会)

第4条

本会の入会資格は以下の通りとする。

(イ) 退職者でテトラパックグループに 5 年以上勤務したもの。

(ロ) 退職者で勤務期間が 5 年未満であるが、会員の紹介を受け運営委員会に承認されたもの。

(退会)

第5条

会員で次の各号に該当する者は会員の資格を失う。ただし会費の返還は行わない。

なお(口)については事前に運営委員会の議決を必要とする。

(イ) 本人から退会の申出があった時

(ロ) 本会およびテトラパックグループの名誉を毀損し損害を与えた時

(ハ) 本人が死亡した時

(構成)

第6条

本会に以下のブロックを置き、ブロック毎にその会員で互選された世話人を置く。なお世話人の互選は電磁的に行うこともできる。また関東ブロックの世話人は事務局長が兼務できる。

北海道・東北ブロック、関東ブロック、中京(御殿場)ブロック、中四国・関西ブロック、九州ブロック

(運営委員会)

第7条

(イ) 本会に会長、副会長、事務局長、会計担当及びブロック世話人から構成される運営委員会を置く。

(ロ) 運営委員会は会長が招集し、議長には会長があたる。会長が欠けた時は副会長が招集し議長にあたる。

(ハ) 運営委員会の議決は別途定めがある場合を除き(イ)に規定された委員総数の過半数の賛成をもって成立する。

(二) 運営委員会の議事は電磁的に行うことができる。

(役員)

第8条

本会に会長、副会長、事務局長及び会計担当を置く。また名誉会長および顧問を置くことができる。役員は無報酬とするが、その職務を行うための費用の支払いをすることができる。

(役員の選任及び任期)

第9条

会長及び副会長は運営委員会で選任する。事務局長及び会計は会長が運営委員会の議を経て任免する。任期は2年とし、重任を妨げない。

(定時報告)

第 10 条

毎年度開始以降 2 ヶ月以内に会員に電磁的にホームページ上で決算等を含む前年度の事業内容を報告する。また重要な事項については必要に応じ隨時報告を行うものとする。

(経理)

第 11 条

本会の経費は次の収入から支弁する。

(イ) 会費

(ロ) 日本テトラパックからの賛助金

(ハ) その他

(会費)

第 12 条

会員は終身会費として 10,000 円を入会時納入する。

(会計年度)

第 13 条

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日にはじまり 12 月 31 日で終わる。

(付則)

1 現行の役員の任期は平成 26 年 1 月 1 日から 2 年間とする。

関連規程

慶弔規程

第1項 会員死亡の場合、供花並びに弔電をテトラパック社友会名でおくる。

会計規程

第1項 会の手持金は三井住友銀行麹町支店のテトラパック社友会名義の口座で管理する。

第2項 本会の会計収支はその出納を会計担当が実施・管理する。

第3項 会計担当は会計関連書類及び預金通帳を保管し、会員より閲覧の要請があつた時は遅滞なくこれを閲覧させる。